

令和2年11月18日

まちづくり委員会資料

令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

議案第171号

移動系防災行政無線設備等再整備工事契約の締結について

資料 移動系防災行政無線設備等再整備工事について

まちづくり局

移動系防災行政無線設備等再整備工事について

1. 工事概要

平成16年に整備を行った移動系システムの無線設備において、※電波の品質に関する技術基準の改定により令和4年12月から現行のシステムが使用できなくなることや、移動系システムの更新に伴い多重系システムの主幹系統の改修を行う必要があることから両システムの再整備を行う。

2. 概略系統図

※電波の品質に関する技術基準の改定
無線設備のスプリング放射の強度の許容値に係る技術基準等の電波法に基づく関係省令及び関係告示が改定され、不要電波をできる限り低減させることによって電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、平成17年12月1日から新たな許容値が適用されている。
経過措置として令和4年11月30日まで旧許容値の適用が可能。



● 市関係施設
計：54か所

携帯型無線設備
半固定型無線設備

● 防災関係施設
(警察署・市内私立病院等)
計：31か所

携帯型無線設備
半固定型無線設備

● 学校 (避難所)
計：176か所

携帯型無線設備

● 中原区役所
高津消防署 梶ヶ谷出張所
多摩区役所 (新設)
西生田中継所

移動系基地局無線設備

● 西生田中継所

多重系基地局無線設備

● 消防局 川崎消防署

多重系基地局無線設備

● 市役所第3庁舎

多重系基地局無線設備

システム改修
1. 多重系システム
2. 監視制御システム
3. 交換システム
4. 一斉指令システム

● 市役所第3庁舎

移動系基地局無線設備

統制局無線設備

統制制御装置

統制台

3. 整備概要

- (1) 移動系システムの再整備
 - ① 各施設の移動系システム設備の更新
- (2) 既存システムの見直し
 - ① 設備のスリム化
 - ② 多摩区役所基地局設置
- (3) 多重系システムの改修
 - ① 市役所～消防局～西生田中継器間の改修
 - ② IP回線への変更

4. 整備スケジュール

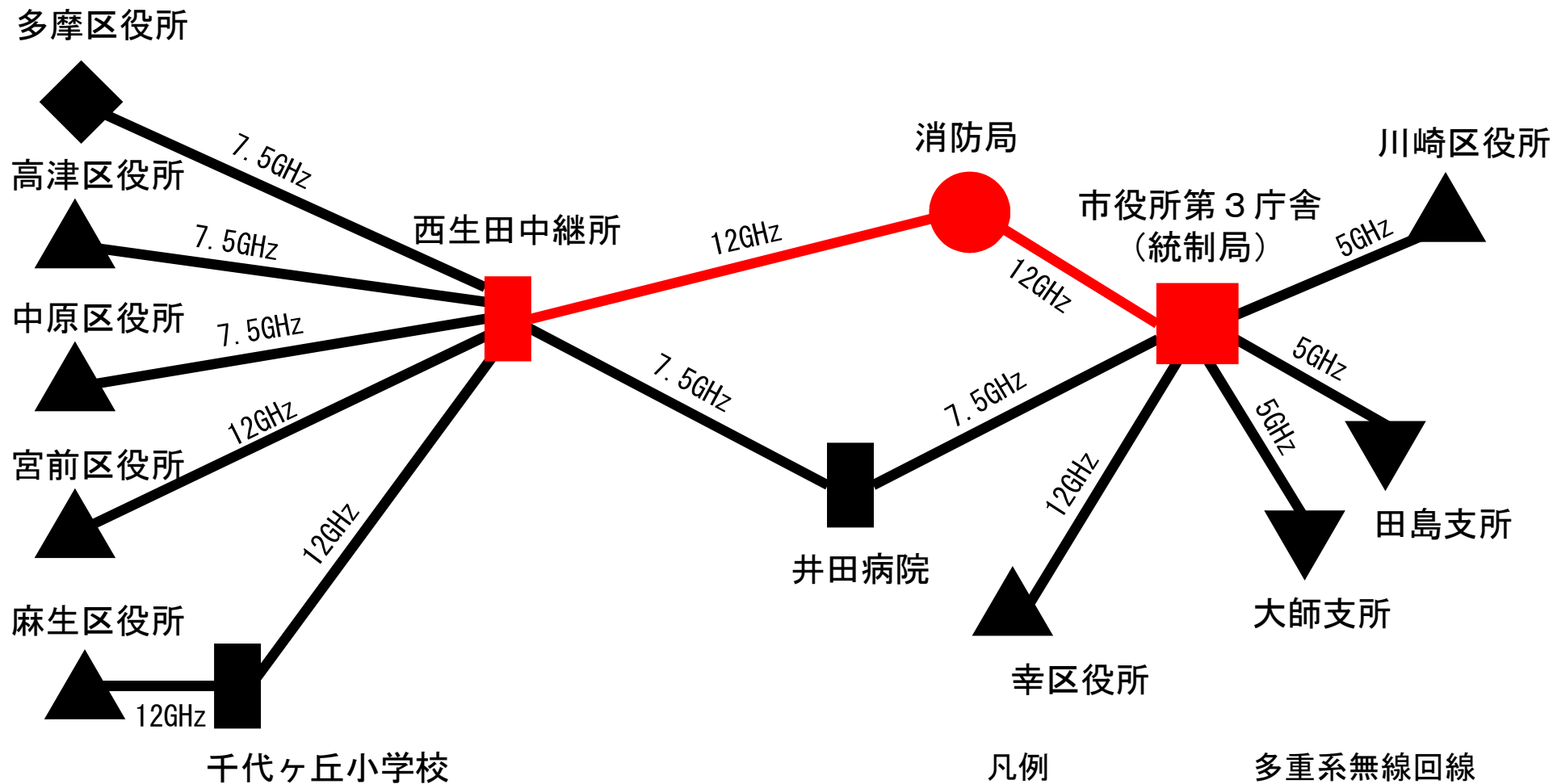
令和2年12月	～	令和3年 2月	各施設現地調査・機器仕様選定
令和3年 3月	～	令和3年 6月	機器製作
令和3年 7月	～	令和3年12月	機器据付・調整
令和4年 1月	～	令和4年 2月	全体試運転調整
令和4年 3月			工事完成

<記号説明>

- 移動系 統制局・基地局無線設備 (市役所第3庁舎)
- 移動系 基地局無線設備
- 移動系 端末設備 (主な施設)
- 多重系 基地局無線設備
- 移動系防災行政無線網
- - - 多重系防災行政無線網

多重系防災行政無線網 系統図

参考



凡例

多重系無線回線

- : 統制局
- ◆ : 代行統制局
- ▲ : 区役所
- ▼ : 支所
- : 中継所
- : 消防局

- (red) : 今回改修
- (black) : 既設

注記

高津消防署梶ヶ谷出張所は消防局の無線網を利用